

# 令和3年第3回(4月)佐渡市議会臨時会会議録(第1号)

令和3年4月22日(木曜日)

## 議事日程(第1号)

令和3年4月22日(木)午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第51号から議案第53号まで
- 第4 (総務文教常任委員会付託案件)  
議案第51号から議案第53号まで
- 第5 議案第54号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(21名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

## 欠席議員(なし)

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	中川宏君	防災管財課長	伊藤修君

税務課長	甲斐由紀夫君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山栄祐君	市民生活課長	磯部伸浩君
医療対策課長	金子聡君	子ども若者課長	市橋法子君
高齢福祉課長	吉川明君	地域振興課長	岩崎洋昭君
農業政策課長	中川克典君	観光振興課長	中川裕二君
教育総務課長	坂田和三君	社会教育課長	市橋秀紀君
消防長	羽二生正博君	監査委員局長	斉藤昌彦君

---

事務局職員出席者

事務局長	山本雅明君	事務局次長	梅本五輪生君
議事調査係	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第3回（4月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、2番、山本健二君及び4番、佐藤定君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る4月19日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議しましたので、報告します。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程は、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。常任委員会の審査が終了次第、委員会審査報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開します。なお、再開時間は、常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行い、その後人事案件について上程、採決を行います。

報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

日程第3 議案第51号から議案第53号まで

- 議長（佐藤 孝君） 日程第3、議案第51号から議案第53号までについてを一括議題といたします。
- 市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、議案のほうをご説明をさせていただきます。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和3年度税制改正に伴い、本年3月31日付の専決処分により佐渡市税条例等の一部を改正したことについて議会の承認を求めるものです。主な改正内容は、固定資産税の評価替えへの対応並びに住宅ローン控除及び軽自動車税環境性能割の特例措置を延長するものなど地方税法の改正に伴う必要の改正を行うものです。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和3年度税制改正に伴い、本年3月31日付の専決処分により佐渡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したことについて議会の承認を求めるものです。改正内容は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に関わる押印を不要とする見直しを行うものです。

議案第53号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2億4,595万2,000円を追加するものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止、産業振興、雇用促進、地域経済の活性化への対応に要する経費を計上するとともに、国の低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金給付事業の経費を計上し、歳入では新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金等の国庫支出金及び諸収入を増額計上し、財政調整基金繰入金を減額計上するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

質疑並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

議案第53号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど冒頭で議会運営委員会の委員長が、4月19日の議会運営委員会という報告があったのですが、議会運営委員会の会議の中ではコロナ対策の予算に関するもうちょっと詳しい資料を

全議員に配ってくれないかということで、議会運営委員会ではそういう話になっていたかというふうに思うのですが、その辺はどのようになるのですか。

- 議長（佐藤 孝君） その件については、本会議のほうで委員会付託をしましたら、委員会のほうでは細かい資料等は配るということになっておるとは思いますが、その辺もうちょっと委員会が始まる前に確認をしておきますので、また後でお知らせいたしたいと思います。

中川直美君。

- 18番（中川直美君） 恐らくこれは執行部が悪いわけではなくて、今のパターンは従来のパターンなのだけれども、例えばコロナの快適な生活応援事業、たった1行です。確かに委員会では細かくやるのは当たり前だけれども、全議員に例えば概略ぐらいは分かるように配ったほうがいいと私が言ったのではありませんが、ほかの会派の議員の方が言って、分かりましたということでしたから、そうしないと、もともと本会議の上程の全体像を明らかにする質疑も私はできないというふうに思うのですが、調整を願いたいと思います。

- 議長（佐藤 孝君） 後ほど調整させていただきます。

これにつきましては、一応佐渡市議会は委員会主義でありますので、本会議で付託しましたら委員会でやっぱりやっていただきたいというふうに思います。

それでは、議案第53号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第53号についての歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

- 18番（中川直美君） これでは質疑できないという声もちょっと今漏れ聞こえてまいりましたが、財政調整基金の関係です。先ほど市長の報告にもありましたけれども、佐渡市は感染流行地ではないのだけれども、一般的には財政調整基金を取り崩して云々という中でこれ三角になっているわけですが、これはどのように考えたらよろしいでしょうか。

それと、もう一つ、下のプレミアム食事券の販売、売上収入がありますが、これは全体に対してどの程度でどうだったのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

- 議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

- 財政課長（平山榮祐君） ご説明いたします。

財政調整基金繰入金63万8,000円の減でございますが、この減につきましては、今回計上しております国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の事業費を計上しているわけですが、そのうち既決予算、人件費のほうに充当した部分が63万8,000円あります。ですので、その分、財政調整基金のほうを減とさせていただいております。

- 議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

- 地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

今回のプレミアム食事券の件につきましては、5,000円額面のものを3,000円で販売をさせていただきたいと考えております。発行数は1万冊でございますので、その分の歳入ということで3,000万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 歳出にも出てくるのですが、先ほども話したので歳入のほうでも聞いておきますが、先ほどの財政調整基金の関係でいうと、既決予算の中で超過負担なしというか、国の財源でやれたので、市の負担分を戻したという理解だと思っておりますが、そういうことですねというのが1つ。

それと、低所得の子育て世帯に対する件で歳出にも出てきますが、今回ひとり親と2人親という区切りになっています。国もまだ制度設計そのものが十分決まっていはいないようなのですが、民生費国庫補助金はひとり親が何人分、2人親が何人分ということを言っているのだというふうに思うのですが、具体的にはどうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

財政調整基金の繰入れの減については、議員おっしゃるとおり、事務費のほうにその分を充てたところで財政調整基金を減とさせていただいております。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

低所得の者につきましては、ひとり親については今ほど議員おっしゃったとおりですけれども、低所得の子育て世帯につきましては、私ども、昨年度、子育て・暮らし応援券の関係で、子供1人当たりというところで非課税世帯を抽出しておりましたので、まずはその人数を含めて今回予算を計上させていただいております。ひとり親世帯につきましては児童数で614人、低所得の子育て世帯では児童数で683人ということで、今回は約1,300人の子供に対し、1人当たり5万円を計上するというところで試算をしております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうしますと、今の低所得の子育て世帯ですが、市ではこういう計算をして、これだけ来るだろうということで歳入は見積りにすぎないという言葉もありますが、ということで計上しているわけで、最終的にどうなるかは具体的には分からないという理解でよろしいのですね。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

現在1月1日現在の子供の数というところで取っておりましたけれども、国のほうから全く何にも来ておりませんので、私どもとしましてはその数値を引用し、概算で組んでいるというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第53号についての歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） まず1つは、総務費の一般管理費の会計年度任用職員の関係です。本省繰越となっ

た国の令和2年度の予算そのものが雇用の維持ということも入っていますから、別に問題はないのだろうというふうには思うのですが、ただ会計年度任用職員は本格実施をされて、しかも事実上、新年度始まってからまた新たな会計年度、つまり昔でいう臨時職員をやるということになるわけですが、これは具体的には総務課にいるわけではないのだろうというふうに思うのだけれども、どうなのか。

それと、公募については、どのようになるのか。会計年度任用職員の新しい制度は、もともとの地方公務員法の正規の職員がやることには本来変わりがない。ただ、この間、臨時職員の対応やそんなものが不明瞭なことをしっかりさせるのだということで、臨時職員には60歳を超えても可能だということになっているので、その辺どのようにするのか、そしてどのような職種にこれを充てるのかお尋ねをしたいのが1点です。

2点目は、PCRの検査の委託料です。さきにやった佐渡市のPCR検査の補助の率を変える云々ということもあるわけですが、これまでの既決している補助との関係はどのようになるのか、それで今まではどの程度の実績になっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

会計年度任用職員につきましては、フルタイムの会計年度任用職員を2名、それからパートタイムの会計年度任用職員を2名、計4名を新たに任用したいという形で予算計上させていただいております。フルタイム会計年度任用職員につきましては、もしこの予算が通れば7月1日の任用という形の中で公募をお願いしたいと思っております。

それから、パートタイムにつきましては、同じく公募しますが、5月以降、随時必要に応じて任用していくという形を取っていきたいと思います。総務課のほうに予算は計上してございますけれども、コロナの対応に必要な課というところで、主に地域振興課、それから市民生活課であるとか、そのような形で対応して、必要な課に所属させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

PCR検査の助成のことですが、まず最初に実績というところについては、昨年、途中から始めまして、1件ございました。今年についてはまだ始まったばかりということで、実績のほうは今のところは出ておりません。

それから、拡充のほうです。従来の補助率、従業員の方が出張に行かれた、あるいは島外から来た方の対応をしたというときにリスクがあるというところで、そういった場合にPCR検査をしていただく、それに対して従来は3分の1の助成をしておりました。その部分を拡充というところで2分の1に上げるというのが1点。

それから、もう一点につきましては、これからだんだん感染も出るかもしれないというところで、いざ感染者が出たという場合、県のほうで濃厚接触者調査等のPCR検査をやりますが、そこから漏れる方がございます。だけれども、やはり事業をやっていく中で事業主のほうからもちよっと不安があるというところがございます。そこをフォローするために、そういった方々にもPCR検査をやりたいという場合に、

そちらについては3分の2の助成を考えてございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 前段の会計年度任用職員の関係ですが、フルタイムが2名でパートが2名、必要に応じてということで、会計年度任用職員については地方公務員法の改正では臨時的任用、急ぐ場合はやれると、6か月間で1回更新ということ。例えば下のパート2名、必要に応じてというのはコロナの関係で急ぐということなのではないのでしょうか。その枠組みでいうと、臨時的任用ということになるのではないかと思いますのだけれども、その辺どうなのかが1つ。

フルタイムのほうですが、本来会計年度任用職員の募集に当たっては、勤務条件、いろいろなものもしっかりした上で、法の趣旨でいえば会計年度に限ってというのが会計年度の臨時職員なのだけれども、その辺は今必要に応じて、4月1日から任用で云々ということなのだけれども、具体的にはどのようになりますか。今なかなか雇用が大変な時期だから、こういうことも必要だとは思いますが、もうちょっと具体的に仕事の内容も教えていただきたい。

2つ目、衛生費のPCR検査費用の補助の関係ですが、3分の1を2分の1、前は3分の1で5,000円上限だったのだけれども、今回はどうなりますか。もうちょっと詳しく教えていただきたい。

同じPCR検査では、職員の部分、今回盛っていますが、職員の部分は自己負担というのは、市民と同じように発生するものなのか、しないものなのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

フルタイム任用職員につきましては、4月1日の任用で会計年度内ということで来年の3月までの9か月を予定しております。これにつきましては、新型コロナウイルスの経済対策を実際に実施する職員等にマンパワーが不足しますので、そこに代わる職員として、不足を補うとともに、実際の事務事業の担当のほうをやっていただく形になろうかと思えます。

それから、パートタイムにつきましては、同じく新型コロナの関係のそれぞれいろいろな事業等があった中で、どうしても本当に事務的補助が必要な場合、必要な期間に応じまして、今2名で5月以降、来年3月までの予算は取ってございますけれども、基本的には必要な期間というところで区切ります。それが逆に言うと、その予算の中で期間に応じて2名ないしは3名というような形で雇用の数が増える可能性はございます。

それから、職員のPCR検査の部分でございますが、これは全額市の負担というふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

PCR検査のほうですが、従来のもの、1検体当たり3分の1のところを5,000円というところの上限でした。そのところについては2分の1に上げますが、上限のほうは変わりなしの5,000円です。

もう一点、あと追加で拡充する部分につきましては、3分の2の補助率に対し、上限のほうはこちらは1万円という設定でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） これはどことのことというよりも、全般に手洗自動水栓化事業というのがコロナ対策で

あります。これ国のお金が出るので、どこに設置するという基準は国が示しているのだと思うのですが、全体を見ると、どうしてここかなと、あるいはもっとしなければいけないのではないかなと、基準がどうなっているのかを教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

今回自動水栓化を優先的にやらせていただくところにつきましては、基本的にはトイレを想定してございます。国のほうでどこをとというのは特に指定はされてございません。今回検討する中で、やはりトイレが一番使うだろうというところで、今回各施設のトイレを優先的にやらせていただくということで考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） トイレだろうというのは分かりますが、観光客が例えばたくさん来て不特定多数の方が使うところ、それからあるいは庁舎内、日々多くの職員の方が使うところと。しかし、観光客が使われるところというのは、ここにのせられているところ以外にたくさんあると思うのです。それは、例えば今回の国の予算ではできる。でも、この次にもう少し検討して、また拡充しますということなのか。今回やらないと、もうトイレの手洗自動水栓化というのはお金がつかないのか。私はやるのだったら徹底的にもっとやればいいのですが、何かちょっと中途半端な盛り方かなと思うのです。それは今後まだやるという見通しがあるということで、これだけの数なのでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

今回やらないところはやらないということではございません。基本的に今回各公共施設、ピックアップした中で、避難所指定されている施設がたくさんございます。そういったものにつきましては、緊急防災・減災事業債の拡充がございましたので、そちらのほうで対応できないかということで今検討させていただいております。例えば体育館とか、そういったところは避難所に指定されてございます。そういったところの緊急防災・減災事業債の対象にトイレの改修等も対象になりますので、そちらのほうで手当てができないかということ別途検討させていただいております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、7款商工費から10款教育費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 7款商工費について3点ほど伺いたいと思います。

まず、1点目なのですが「新しい生活様式」対応施設整備等支援事業についてなのですが、こちら前回までの変更点、それから変更した場合であれば変更した理由についてお聞かせください。改修、消耗品、備品等に前は分かっていたかと思います。

2つ目ですけれども、緊急事業継続支援金についてなのですが、こちらは県の支援金を受けた1事業者

当たり5万円の上乗せということで、割り返しますと300店舗、飲食店関係だと思いますが、こちらの根拠、見込みとしてこのぐらいだろうということなので、その300店舗の根拠についてお聞かせください。

3点目、今度テークアウトのプレミアム食事券についてなのですが、こちら感染対策を推奨される事業所というか、飲食店に対してというところなのですけれども、こちらの基準について、例えば佐渡クリーン認証の星1つ以上とか、その点についての説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

まず、1つ目の「新しい生活様式」の施設整備でございます。こちらにつきましては、支援の形態としては前回と同じく改修、それから衛生用品、消耗品の購入、それから備品の購入ということで変わりありません。ただし、補助率につきましては、この3形態とも一律2分の1ということにさせていただきました。前回につきましては、4分の3のものがございましたが、やはり前回のものにつきましては、とにかく市内の「新しい生活様式」に対応していただきたいという意味もございまして、4分の3ということに引上げをいたしました。今回につきましては2分の1ということにさせていただきたいと考えております。

それから、県の事業継続支援金の上乗せにつきましては、議員おっしゃるとおり300店舗を見込んでおります。こちらにつきましては、昨年持続化給付金の上乗せ、それから市単独分、実施をさせていただいたのですが、そちらが佐渡島内の飲食店だけで235店舗ございました。少なければ少ないほどいい状況であるのですが、やはり前回のものをベースにし、もしかすると上乗せがあるかもしれないということで多めに見積もったところでございます。

それから、最後の食事関係のものでございますが、これにつきましては、やはり佐渡クリーン認証の認証を受けているということを経営を条件に募集をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今のところに続いての質問で2点、さらに確認したいのですが、まず1点目が「新しい生活様式」の部分で補助率の部分が前回と変わって2分の1になりますよということなのですけれども、補助の上限額については変更なしということですのでよろしいのでしょうか。前は50万円、10万円、10万円というような形であったかと思えます。

もう一つなのですけれども、プレミアム食事券の部分について佐渡クリーン認証を取得されている方を、そういうお店を対象とするということなのですけれども、現在佐渡クリーン認証自体の見直しというか、中身の検証というか、そういうものというのはどういった形でやられているのか。また、何かどういう頻度で見直しをかけているのか、あとは現場のお店も佐渡クリーン認証は取ったのだけれども、きちっとそういった形でやっていますよという担保を現状どのように取っているかという、その部分についての説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） それでは、私のほうから施設整備の補助上限額についてご説明させていただきます。

まず、改修工事につきましては補助率2分の1で、上限額50万円にさせていただきます。そして、消耗品の購入につきましては、同じく補助率2分の1で補助金の上限を5万円、それから備品の購入につきましては補助率2分の1で補助金の上限を10万円ということで制度設計をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明を申し上げます。

佐渡クリーン認証制度、我々市と、あと佐渡観光交流機構と連携を取りまして、島内の観光施設に徹底してお願いしておるところなのですが、定期的に、今回4月に私来てから、佐渡観光交流機構のほうには、設備の管理でありますとか、補充液だとか、そういうものをしっかりとやるということをお願いしております。定期的にというのは何か月に1回とかそういうことではないのですが、国内だとか県内だとか、発生状況に応じて、随時佐渡クリーン認証制度を行っている施設に徹底してほしいということで進めております。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 同じ商工費の関係でお尋ねをいたします。

幾ら委員会主義といっても我々全く分からないので聞くのだけれども、テークアウトの関係は従来との変わりは全くないということなのかどうなのか。

同じく先ほど言った施設整備の補助事業も議員全員協議会のときもありましたが、業者の方で知らないで、いつというのがありますから、こういったテレビを通じてでも、また改めて聞きたいと思うのだけれども、どうかと。

2つ目、事業継続支援金、県の上に上乗せするというのだけれども、具体的に県の事業というのはどういう中身なのですか。それが我々全く分からないものですから、先ほど持続化給付金が235件ということですが、これ県のはかなり工夫を凝らして、俗に言う飲み屋さんも対象になるみたいなことになっているのだというふうに思うのですが、もうちょっと教えてください。委員会ではないので分からない。

次、快適な生活応援事業、委員会主義だそうですから聞くのだけれども、コロナ禍において長時間化する在宅生活を快適に送るための支援を行うということですから、ロッキングチェアを買ったりすることもできるのかなと思ったりもするのだけれども、具体的には中身はどういうものか教えてください、補助率というの。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

「新しい生活様式」の関係につきましては、食事券につきましてはテークアウト中心の食事券方式ということで、従来はお店に対して直接20万円を補助するという形でしたが、この形態につきましては申請が煩雑であるとか、いろいろご意見もいただきましたので、今実施しておる商品券と同じ形の食事券版という形でやらせていただきたいと思いますと考えております。

それから、続きまして、新潟県の事業継続支援金でございますが、新潟県のほうは感染拡大による外出

自粛の影響を受けて、売上げの減少が続いている飲食事業者に対し、事業継続に向けた支援金を支給するというものが目的でございますが、支給額につきましては、県内で単独店舗を運営する事業者が20万円、県内で複数店舗を運営する事業者が40万円でございます。

それから、支給の要件でございますが、県内店舗の売上高の合計について、令和2年12月から令和3年4月までの期間において2か月連続をして前年同月比で20%以上減少していることというのが支給の要件というふうになっております。

それから、快適な生活応援事業でございます。こちらにつきましては、コロナの感染拡大、外出を自粛されてご家庭で過ごす時間というものが増えているというふうに我々考えておまして、そうしますと生活スタイルも変わっていくだろうということで、それに対するご自宅で快適に過ごしていただくための支援ということで考えております。具体的な備品の項目でございますが、これは快適な空間という意味で空気清浄機、それから加湿器、換気扇というもの、それからあとご家庭で食事をする機会も多いということで食に関するものとして浄水器、軟水器、それから快適な空間、すみません、先ほど言い忘れましたが、エアコンということで、大きく6つの備品の購入に対する支援を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 答えはいいですが、聞いておきます。快適な生活応援事業ですが、私の聞き間違いでなければ何か軟水器というのが入っていたような気がするのですが、上限は幾らになるのか、この大きく6つというのは。それを教えていただきたい。

それと、もう一つ、先ほど聞いたテークアウトの関係は若干バージョンアップをしているということなのだけでも、施設整備については、今回はグレードダウンしたということ以外、変更はないものなのかどうか。

事業継続支援金ですが、5月まででしたか、たしか。恐らく持続化給付金の場合は対象外の人もかなりいたはずだと思うのです。県のQ&Aを見ると、何でもこういった飲食店だけ対応なのだというQ&Aもあるのはご承知だと思うのですが、そういう点で見ると、300店舗はなかなかきついのかなという気もするのだけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 申し訳ありませんでした。補助率等、説明のほうで漏れてございました。

快適な生活応援事業につきましては、備品購入費の支援ということで補助対象の備品が3万円以上のものを対象にし、補助率につきましては2分の1にさせていただきたいと考えております。補助金の上限につきましては10万円ということで考えております。

それから、施設整備のほうにつきましては、変更点としましては補助率の2分の1ということで、ほかの実施のスキーム自体は大きな変更はございません。

それから、最後、事業継続支援金につきましては、議員おっしゃるとおり県の支給受付期間が5月31日まででございます。県のほうに確認をしたのですが、現在新潟県全体では3,000件近く申請があるということなのですが、エリア別の申請件数というのはまだ整理をされていないということでございました。我々としては、昨年の持続化給付金のものをベースに予算の不足等があってもあれですので、最大とい

いますか、300店舗でかなり多めでございますが、計上をさせていただきたいということでございます。  
以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 最後です。この問題は何回も言ってきましたが、業者ですから税の滞納要件があるのかないのか。この間のあなた方の答弁ですと、滞納している方についてはぜひご相談くださいということと対応しているというお話でしたが、何度も言うようですが、国の持続化給付金も家賃補助支援金も全て国の支援金は滞納要件は全くありませんから。これはなぜかといったら、コロナというのは長丁場になる可能性もある。佐渡の場合は小規模事業者も多いという角度から見たときに、税の要件は私は撤廃すべきだと。全国的に見てもその流れが増えているというふうに私は思っているのですが、税の滞納要件についてはどんなふうになっていますか。あるいは、例えば撤廃しない分にも、分納するということを前提にするとか、もっと今のコロナの状況に対応する必要があると思うのですが、何度も言ってきているので、その辺はどういう制度設計をされましたか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

事業の実施につきましては、昨年度も数々の事業を実施させていただいたところでございます。いろいろなお意見もいただいたところでございます。また、国等の実施の要件等もございますので、私どもそういったものを検討しながら、最終的な制度設計を行わせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 宿泊施設濃厚接触者滞在支援事業について説明をしてください。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明申し上げます。

こちらにつきましては、観光客が佐渡に入ってきてから感染をした、もしくは感染の疑いが生じた場合に、保健所からは本来であればご自宅に待機というような措置があるのですが、観光客がこちらに来た場合は自宅ではないものですから、島内の宿泊施設に14日間といいますか、一定期間滞在をして、そちらのほうで完治といいますか、外出が可能という判断があったら、それで佐渡からご自宅のほうへ帰っていただくという期間のものに一定の金額を宿泊施設にこちらから補助をするという制度になっております。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 新型コロナウイルスの発症者はホテルではないでしょうか。即病院ではないですか。ホテルに留め置いてどうするの。医療対策課長になるのかな、ホテルの対応病床は何床ですか。それがオーバーした場合、どうしても特定のホテルに泊まってもらうという話なのですか。もう一度言いますが、PCR検査で陽性になったら即病院ではないですか。どうしてホテルに留め置くという210万円の予算を組んでいるのか分からない。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） これについては少し誤解を招いているのかなと考えております。病床がいっぱいホテルに留め置く制度と全く違います。今回ののは、主に修学旅行等をターゲットにしておりますが、万が

一その中で感染者等が出た場合、濃厚接触等、もしくはその関連になると、そのエリアを動けなくなりま  
す。ただ、その人たちは感染者でもありませんので入院する必要もございません。ただ数日、PCR検査  
等の期間、移動の制限がかかります。その移動の制限がかかるときに、ホテルのほうで頑張ってちょっと  
制限しながら、そこのホテルにいてもらおうと。移動制限で修学旅行生ですからどこも行けませんので、ホ  
テルのほうで滞在してもらおうと。ホテルのほうも頑張りますし、市のほうも少しこういうのが出た場合は  
応援してほしいという制度でございます。ですから、感染者は当然病院に入ります。感染者がもし増えた  
場合、そのホテルと今回のホテルというのは全く違う話でございますので、ここについては誤解なきよう  
にお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 先ほどの観光振興課長の答弁で、発症者及び発症が疑われる観光客という流れの説  
明でしたが、発症が疑われる観光客の措置はそれでいいと思うのですが、発症者イコール感染者と同意語  
でありますから、発症者に対して病院にすぐに治療に入ってもらうというのが常識であって、それをホテ  
ルに留め置くという措置は間違いではないですか。もし答弁間違いだったら答弁をし直してください。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明申し上げます。

発症した場合、保健所の指示で即入院というケース、やっぱりございます。先ほど発症した場合、すぐ  
ホテルみたいな説明になってしまいまして、誠に申し訳ございません。先ほど申し上げましたとおり、保  
健所の指示で入院ということであれば、ホテルではなく病院ということでございます。よろしくお願いい  
たします。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 3回目なので最後の質疑にしますが、発症した場合、病院で受入れを保健所の指示  
ですぐ治療に当たるわけなのですが、ちょっと議案と外れたら申し訳ないのですが、現在病院で何床がコ  
ロナ対応ができるようになっていきますか。市長の答弁で、それとは別の210万円だという予算の説明でし  
たが、それをオーバーした場合はどうしてもホテルに補助金を出して滞在してもらおうという流れにはなる  
と思うので、その辺の説明をいただきたい。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません、観光振興課長の話が少しおかしくなっておりまして申し訳ないと思っ  
ております。そもそも発症した場合、それについて我々に権限は全くございません。新潟県でどの病院に  
入れて、どのような症状で、どのような対応するというのは、これはもう県が全部決めていくことござ  
います。ですから、発症した場合にこのホテルにいとかないとか、そんな問題ではございません。  
必ず発症した場合は県から指示があり、一定の待機及びその待機が終わった場合に調査をして入院、そし  
て症状に合わせた形で、例えば県が指定したホテル等への待機ということはあり得るというふうに思っ  
ております。ですから、今回の場合は県が指定したホテル等ではございません。全く一般の方々、一般のホ  
テルでございます。ですから、そこに感染した方がいるということはあるということになるわけ  
でございます。ですから、今回の補助制度につきましては、大変説明が悪くて申し訳ございませんが、県の  
ほうの指定されたホテルへの補助制度ではないということでございます。

申し上げますが、あくまでももし発生した場合、ご本人は今申し上げたように入院なりの対応になります。濃厚接触者等、疑いのある方は一定の移動制限がかかります。佐渡に旅行にいられて、仲間内なり修学旅行が一番分かりやすいのですけれども、ごく一部の方から出たということになると佐渡から動けなくなるということでございます。この人は感染者ではございません。ですから、保健所のチェックといひますか、移動しないでくださいねということしかできずに、その中でいろいろと調査をするということになっていくわけです。その調査期間は移動制限がかかりますので、これについては観光のお客様は、特に修学旅行生も含めてご自宅もないですし、移動のほうができないということになりますので、どうしてもこれは一般の居場所を確保しなければいけない。その一般の方の居場所ということで、既存のホテルのほうに部屋を用意して居場所をつくっていきたいと。ただ、それはホテルでやる以上、一定の経費がかかります。では、ホテルのほうも支援しますし、本人からもご負担をいただいて、佐渡市のほうも支援をして、万が一の場合、特に修学旅行の学生が安心して来られるような形を取っていくというのが今回の制度でございますので、感染者が出た、その感染者と全くつながるものではないというふうにご理解いただければというふうにご考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） テークアウトのことについて質疑します。

先ほどの質疑でもありましたけれども、歳出は5,000万円ですけれども、歳入が3,000万円であるので、実質2,000万円の予算規模です。昨年もテークアウトですとか、あるいは店内での飲食に対する支援制度がございましたが、私は今大変困っている飲食店を応援する意味でも、今これを実施していただくのはすばらしいことだと思うのだけれども、この規模でどの程度のメリットがあるのか、昨年も人気があるお店はすぐ売り切れるような状態になってしまうというふうなこともありました。その辺の対応については何か違う検討はされたのか、その辺について説明をいただきたいと思ひます。

それから、先ほどの質疑の中で、佐渡クリーン認証制度を取得したお店でないと利用できないという話でしたが、佐渡クリーン認証を広く取っていただいて、それからもう一つの予算の対応施設を整備するようなことも佐渡市内ではまだ不足しているのひ、実施をしていただかなければならないと思ひますが、その辺りについての要するに事業を予算を組んでやってくださいだけではなくて、目的としてはやはりそういうお店を増やす、佐渡市内で感染を防ぐ取組のためにやるわけですから、その取組についてはどのようにするのか、説明いただきたいと思ひます。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

今回私ども、飲食店につきましては、まずは事業継続のための支援ということで県の上乗せということひさせていただきました。その次としまして、今度はお店のほうにテークアウトで来ていただくための支援ということひ食事券の発行ということひさせていだいたところでございます。こちらにつきましては、特に市民の方のご利用の店舗の制限を設けずということひさせていだきたいというふうにご考えております。

それから、「新しい生活様式」の施設整備、それから佐渡クリーン認証、こちらのほうをやはり一体的に取り組んでいかなければならないというふうにご考えております。周知に当たりましては、例えば佐渡ク

リーン認証でしたら実施機関でありますDMOとの連携ということも考えられますし、飲食店でございますので、各地区の飲食店の組合、それから商工会とも連携をいたしまして、周知といったものに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 昨年度の実績と比べて2,000万円という規模がどの程度なのかということを説明いただきたいですし、今関西や首都圏でまた感染が拡大しておりますけれども、佐渡にもどうしても影響してまいります。やはりテークアウトというのはそういう濃厚な接触にはならないので、私はいい取組だと思うので、今回どの程度の形で消化されるか分かりませんが、引き続いてやはりこれは実施すべき事業だというふうに考えていますが、その後の検討は進んでいるのか説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

昨年度、飲食店に関する支援につきましては、テークアウトの支援、それからお店に行っていただく支援ということで実施をさせていただきました。それぞれ店舗を募集いたしましたが、100店舗弱ずつの申請でございました。それぞれ最大で20万円の支援ということでございましたので、予算額としましては2,000万円弱ということになっております。今回プレミアム率40%を除きますと、大体似たような形の予算規模でございます。

それから、実施の時期につきましては、やはり昨今の全国的な状況、それから新潟県内、特に新潟市内での状況がございまして、飲食のほうに足を運ばれる機会が少なくなるということも懸念されます。そうしたことから、我々の事業はテークアウト主体でございますので、実施時期につきましては、当初は県の事業が終わったらということと考えておりましたが、そういった飲食店の影響等も踏まえまして、より慎重に、場合によっては前倒し等もできるかというものも慎重に判断しながら、実施時期の検討はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） ですから、それはぜひ私は早めにも実施していただきたいと思うのですが、今回で終わりではなくて、やはりコロナはしばらく続くと思うので、この後についても継続してこの事業はすべきだと思うのですが、どのように検討しているのか説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 実はこの事業、3月からずっと議論をしながら考えておりましたが、あまりにも3月から急激に社会情勢が変化しております。実は、当初は飲食、アルコールのほうもオーケーにして広く使えるようにしたいという意思があった事業でございますが、今の状況を鑑みますと、どうしてもやっぱり厳しい、テークアウト中心にならざるを得ないということの状況に大きく変化したものでございます。また、人の移動についてももう1週間単位で大きく変わってきている状況でございますので、我々としては今の状況を判断しながら、またこのゴールデンウィーク、緊急事態宣言、様々な状況を加味しながら、必要に合わせた対策を取っていきたいと思っておりますので、まず第1弾、この5月、6月というところ

で打たせていただいて、また国の補正の動き等も鑑みながら、政策のほうをしっかりと取っていきたいと思っておりますので、そこも含めて今後の状況を判断した上で、また必要性に合わせた対策を取るという判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 先ほど出ました観光費の中の宿泊施設濃厚接触者滞在支援事業です。これ私はちょっと分かりにくいなと思いつつ見ていたのですが、先ほどのご説明を聞きながら、ますます何かちょっと分かりにくいなと思って質問をします。

基本的には、こういう対応は私は必要だと思うので、やったほうがいいのかと思うのですが、どなたか感染者が出た、観光客であると。同行している方々が濃厚接触者と恐らく県がみなして、そしてそういう方々には必ずまず検査をします。しかし、検査で陰性と出ても、なお2週間は移動の制限があると。その際、どこに滞在するかというところで安全に滞在できる場所を用意しようと、こういうことなのだと思うのですが、結局2週間の間に本当に陽性ではないということを確認してからお帰りいただくということなのですが、ダイヤモンド・プリンセス号のときも同じような考え方でいって、結局各部屋に皆さんいれば感染しないと思っていたので、換気機能がそういうことになっていなくて、結果的にはほかの部屋の方々に感染してしまったと。なので、これはとても丁寧にやらないと、かえってその2週間の間に感染を広げるということになると私は思うのです。そのことも加味して、これはこれで例えば滞在のための支援ということをしたほうがいいのかと思うのですけれども、これだけやっても私は万全に観光客の皆さんが来られますよと、安全ですよというふうには言えないのではないかと思います。そこをどう検討しておられるのか、あるいはこれからさらに検討を加えるのか、そこをもっと大枠で教えていただきたいなと思います。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 制度のスキームは今議員がおっしゃったとおりでございます。

安全対策につきましては、ホテルの一室でございますので、基本的には隔離される条件はできるというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、そのホテルの形態によって変わってくるのも事実でございます。ここにつきましては、当然保健所とどのような形で対応していくのかというのは、そこはしっかりと議論をしなければいけないケースでございますので、ここにつきまして今後の修学旅行のシーズンも踏まえ、シミュレーションをしっかりと取りながら、どのような形ができるのかというのをまた議論をしていきたいというふうには考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 私たち一般の者と言ったらあれですけども、濃厚接触者とは一体何なのかとか、いろいろなことを基本的に実は知らないもので、修学旅行のお客さんが来ても、こういう補助金もあるし、大丈夫なんて施設のほうで思っているはいけなくて、いろいろ実はそういうことも考えた挙げ句、物理的に、私今回はこれは滞在の支援なので、施設の例えばエアコンの何か改修するとかそういうところまで私は含まれていないと思うのです。ただ、こういう補助金出るし大丈夫だなんて思って、間違っただけは感染を広げることになってはいけないのではないかなと思うのです。そこのところは早急に積極的に考える必要があるのかなと思うのです。ホテルの一室ということではなくて、濃厚接触者と言ったら、では同じバス

に乗って3時間動いた人たちみんなそうですと言われたら一室では済まなくなると思うので、これは早急に考えるべきではないかなと思うのですが、その辺りはどうぞ検討されていますか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 基本的にバスに乗っていたから全部が濃厚接触者になるわけでもないというふうにも考えています。ですから、やはりここはかなり個別のケースが出てくる案件でございますので、宿泊施設としては当然隔離ができる体制にしておくという準備が一番大事だというふうにも考えております。この準備は宿泊施設がやりますが、これ以上を宿泊施設が取り組むというのは、保健所の指導を受けてどのような形がいいのかということも議論するのは当然でございますが、やはりそこがまず一義的に受け入れ施設ができることだというふうにも考えておりますので、その中で旅行者の対応、特に今回の場合は修学旅行シーズンを迎える中で、修学旅行生に安心して来ていただきたいということもございまして、そういう点で協議をしながら進めていくということが必要だというふうにも考えております。

ただ、いずれにしろ、濃厚接触者等の移動制限、これもケース・バイ・ケースで県のほうから指示が参りますので、やはりその部屋の数等を含めながら、いろいろなシミュレーションを考えていかなければいけないというふうには考えております。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

7款商工費から10款教育費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第53号についての質疑を終結いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 冒頭に言った19日の議会運営委員会で決まったことに対して、議長は委員会主義だから委員会で出てくるというお話でしたが、議会運営委員会で一定程度の結論を見たものでありますので、委員長報告が出る前までには少なくとも委員会に出された資料を全議員に配付していただければ、しっかりした委員長質疑ができると思うので、よろしく取り計らいをお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 分かりました。検討いたします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第53号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩します。

午前11時05分 休憩

---

午後6時26分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第51号から議案第53号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託された案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和3年度税制改正に伴い、佐渡市税条例等の一部改正を令和3年3月31日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、固定資産税の評価替えへの対応並びに住宅ローン控除及び軽自動車税環境性能割の特例措置を延長するものなど、地方税法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和3年度税制改正に伴い、佐渡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正を令和3年3月31日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る押印を不要とするため、所要の改正を行うものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第53号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億4,595万2,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止、産業振興、雇用促進及び地域経済の活性化への対応に要する経費を計上するとともに、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員管理費（新型コロナ対策）について。本事業は、市の施設内でのクラスターを防ぎ、業務の継続を図るため、感染者が発生した場合には濃厚接触者は行政検査が受けられるが、濃厚接触者以外の市職員は対象とならないため、PCR検査の費用負担を行うものである。その際に市職員とのやり取りがあった市民には不安が伴うことから、来庁者への対応も検討されたい。

2、産業建設常任委員会。（1）、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、快適な生活応援事業（新型コロナ対策）について。今の事業計画では応募が殺到することが危惧されるため、コロナによって影響を受けた世帯が対象となるような事業の構築を求める。

（2）、7款商工費、1項商工費、4目観光費、宿泊施設濃厚接触者滞在支援事業（新型コロナ対策）について。観光客が発症した場合、濃厚接触者が14日間の滞在を余儀なくされるため、その費用を助成する事業である。その際には、島内の全施設が同様の対応が取れるようにするとともに周知の徹底を求める。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第53号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 本会議の上程のときにも、また以前から私言っているのですが、自営業者関係、商工振興費における税の滞納要件の関係です。通告のとおり言いますと、商工振興費における「新しい生活様式」対応支援事業、テークアウトなど、また施設整備など、これ第2弾か第3弾になるわけですか、支援事業、緊急事業継続支援金、県の上乗せ、快適な生活応援事業における対象者における税など、保険料もありますから、滞納要件はどのようになっているのかお尋ねをしたいというものです。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、駒形信雄君。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えします。

滞納要件についてはどのようになっているかということでございます。これについては、副市長と相談して滞納要件を外す方向で協議しているという説明がございました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは、1回だけだとあれなので2回目聞きますが、県の上乗せの緊急事業継続支援金の要件には税の滞納要件がありますか、どうなのか。

ついでに、快適な生活応援事業について意見、コロナによって影響を受けた世帯が対象となるように事業の構築を求めるというのですが、コロナで影響を受けた家庭が浄水器、軟水器、空気清浄機、エアコンなどを私は入れられる状況にないだろうという気がするのです。その辺はどういう意味なのか教えていただきたいと思います。

滞納要件の問題については、令和2年3月18日にコロナの感染症の発生に伴う納税が困難な方への国の通知も出ておりますし、この間フリーランスの休業補償もそうだし、雇用調整助成金、いろいろなものがこういうもので出ているのがあります。何度も言いますが、国の持続化給付金みたいなものは滞納要件がないということですから、今長引くコロナ禍の影響の中でしっかりやっていくべきだというのですが、先ほど副市長と相談をしてということなので、外す方向だという理解でよろしいのか、この3点ばかりお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、2回目の質問にお答えします。

令和2年に実施したのものについては、納税証明書等の写しという要件も入っておりますが、今回についてはそういったものを外す方向でやるということです。県の状況がどうなっているかということまでは突っ込んで話はしておりません。

それから、快適な生活応援事業、これの備品購入の支援ですが、確かにいわゆる生活苦の人については、こういったものが買えるかどうかというご意見もございましたけれども、これについては、私たちはそん

な視点ではなくて、こういうことでエアコン、特に一般の予算よりは応募が殺到するのではないかという、そういった議論に集中したところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 3回目をします。

今のお話ですと、つまり殺到するのだが、逆に言うと、所得制限をつければいいわけですよ。コロナで困窮をされている、影響を受けて大変な方がエアコン、浄水器、空気清浄機というのはなかなか入れるところにまでいきませんから、だから逆に言うならば、上限設定をすれば私よかったのではないかというふうに思うのですが、この表現だと、なかなか難しい表現で、これに縛られることは執行部はないと思いますが、大変だろうなという思いがするものですから、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） そういう視点でいうと、確かにそういう心配もございます。ですが、今回の場合については、やはり幅広く、要は市民に活用していただくという視点でこういった状態にしたものであると思います。以前は4分の3という条件を出しておったのですが、今回個人についてはやっぱり基本的な2分の1という条件で補助率を出したということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 次に、荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 産業建設常任委員会の委員長にご質問させていただきます。

快適な生活応援事業という、今、後段に質問がされましたが、この事業について具体的にどのような中身なのか、改めてご説明をお願いします。その期間、また補助率、限度額、対象となる物品など、それからどなたが申請できるのかということ。

それから、2つ目です。宿泊施設濃厚接触者滞在支援事業というものです。これは、観光客を誘致しやすいようにという、あるいは何かあったときのセーフティーネットという意味ではいい事業なのかなとは思いますが、ここにつけられました意見というのは、島内の全施設がその対応が取れるようにという意見です。その支援を受けられる施設というのは、ではどのような条件を満たしたもののなかと審査の中で明らかになったことを教えていただきたいのと、それから全施設が同質の対応をするためには、私は施設の整備に費用が発生するのではないかと考えますが、その支援については予算化されているのでしょうか、その辺りの審査の様子を聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、荒井議員の質問にお答えします。

具体的にどのような中身になっているかということでございます。これは2通りありまして、事業者向け支援策と今の快適な生活応援事業というような個人的なものでございます。内容としては、外出自粛等の影響を踏まえ、長時間化する在宅生活を快適に過ごすことができるよう、新たな暮らしの生活スタイルに対応するための備品購入の支援を行うものであります。対象としては、住民基本台帳に登録のある佐渡

市民、内容につきましては備品購入費の支援として浄水器、軟水器、空気清浄機、エアコン等の購入経費ということでございます。補助率については2分の1、補助対象経費については3万円を超えたもの、補助金の上限は10万円ということでございます。

それと、次の2番目の質問でありますが、施設の整備に対する議論ということはありません。

それから、執行部の提案というものは、濃厚接触者が出た場合、島内に滞在をしなければならない状況になるため、滞在費用を助成する仕組みを提案してきたものでございます。そこに対して我々は審議をしたものでございます。特定の施設だけを支援するのではなく、全施設が支援を受けられるように当委員会として意見をつけたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） まず、前段のほうですが、快適な生活応援事業というのは1,000万円の予算があって、ここに応募が殺到することが危惧されると。それはどういうことで殺到することが危惧されるのでしょうか。その辺りのご意見をつけた理由をもう少し明確にお願いします。

それから、2つ目の宿泊施設濃厚接触者滞在支援ですけれども、特定される施設だけの支援と、特定される施設の条件というのは一体どういうものなのか、それから一体幾つの施設についてなのか、そこをもう少しご説明をお願いします。

それで、全施設が対応できるようにと意見をつけるのであれば、私は本会議、朝の質疑で、これは委員長ではなくて執行部に対して行いましたけれども、施設によってはエアコンの流れによって、余計にほかのお客さんに感染を広げる可能性もあるので、やみくもに全施設という意見をつけるのは私は不適切ではないかと思うのですが、それでどういう条件なのかお聞きしているので、その点を含めてご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、2回目の質問にお答えします。

これは応募が殺到するのではないかとということで危惧をしたところでございますが、今までも事業者向け、そういったものについてはエアコン、それも普通のエアコンではなくて換気ができるようなエアコンということで説明がございましたけれども、今回こういった個人の住民の対応ということで、それならば特にエアコンに関しては、要は20万円の大体の基本のものと、換気ができるようなエアコンが導入できるという説明がありました。その2分の1ですから、ではこの際にこのシステムを使ってやろうではないかという人が数多く出てくるのではないかとということで委員会としてはそういう捉え方をしたところでございます。

それから、荒井議員の2番目の質疑ですが、特定される要件、もともとこれは、要は修学旅行を主に対象としたもので、その中で例えば発生者が出た場合に、発生者はすぐ入院させるわけですが、例えば濃厚接触者が全員ということはありません。その中の数名が濃厚接触者になり得るだろうということで、その対応として、安心して佐渡へ来ていただくための、要はそういう事業でございまして。これ施設云々ということではなくて、そういった視点からの対応ですから、例えば施設の特定される要件とか、そういった視点の捉え方を我々はしていません。ですから、特に特定される施設ということではなくて、幅広く、

例えばいろいろなホテルとか旅館とかを利用されるわけですから、同じような対応をすべきだということで、そういう意見をつけさせていただいたということです。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですか。以上で議案第53号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第53号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第53号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第54号

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、議案第54号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第54号のご説明をさせていただきます。

佐渡市教育委員会委員の任命について。本案は、佐渡市教育委員会委員の信田恵子氏の任期が本年5月7日をもって満了となるため、その後任として瀧川紀子氏を任命することについて議会の同意を求めものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第54号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第54号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は同意することに決しました。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
令和3年第3回（4月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。  
午後 6時49分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 山 本 健 二

署 名 議 員 佐 藤 定